〃	25. 7. 12	500,000	
〃	25. 8. 9	500,000	
〃	25. 10. 7	187,000	
合計		3,687,000	

4　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	
人件費	3,687,000
光熱水費	1,211,155
備品・消耗品費	167,666
事務所費	435,828
合計	1,872,351
	3,687,000

5　支出項目別金額の内訳

（備品・消耗品費）	
一件五万円未満の計	435,828
合計	435,828
（事務所費）	

支出の目的	金額	氏名	住所
事務所家賃	105,000 東	光男	流山市
〃	105,000 〃	〃	〃
〃	105,000 〃	〃	〃
〃	105,000 〃	〃	〃
〃	105,000 〃	〃	〃
〃	105,000 〃	〃	〃
〃	105,000 〃	〃	〃
コピー機解約費	145,530 ㈱日本ビジネスリース		浦安市
自動車車検代	58,096 共栄自動車工業		三郷市
一件五万円未満の計	723,725		
合計	1,872,351		

○総務省告示第二百五十三号

政党助成法（平成六年法律第五号）第三十三条第六項の規定に基づき、政党交付金の返還を命じたので、その旨、政党の名称及び返還すべき政党交付金の額を同条第七項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

政党交付金の返還命令

政党の名称	民主党
政党交付金の返還命令額	7,401,422円

（理由）政党助成法第33条第２項第２号に該当するため。

○総務省告示第二百五十四号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の政党の代表者であった者から、当該政党が解散した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

政党の名称	太陽の党
政党の代表者であった者の氏名	園田　博之
政党が解散した年月日	平成二十七年四月三十日

○総務省告示第二百五十五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第二十三条第八項において準用する同法第十条第四項の規定に基づき、未交付金の交付を受けるべき政党の名称及び当該未交付金の額を、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

政党の名称	未交付金の額
次世代の党	六九、九一一、二五〇円

○総務省告示第二百五十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、維新の党、次世代の党、社会民主党、生活の党と山本太郎となかまたち及び民主党から訂正の届出があったので、平成二十七年総務省告示第七十七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

平成二十七年総務省告示第七十七号（政党助成法第五条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一の項㈨中「一七五」を「一七八」に、三の項㈨中「七〇」を「六九」に、四の項㈨中「一三五」を「一三三」に、七の項㈨中「五一」を「五〇」に、十の項㈨中「四八九」を「四八八」に改める。

○総務省告示第二百五十七号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出について、公明党から訂正の届出があったので、平成二十七年総務省告示第八十号（政党助成法第五条第三項の規定による政党の届出事項の異動の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十七年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

公明党の項（平成二十七年二月二日に届出のあった部分に限る。）中「四三一」を「四三二」に改める。

○総務省告示第二百五十八号

政党助成法（平成六年法律第五号）第五条第三項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出事項の異動の届出があったので、同条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年七月二十八日

総務大臣　山本　早苗

政党の名称	異動事項		届出年月日
自由民主党	所属国会議員（所属国会議員となった）	新　旧 氏名　山口　壯 住所　兵庫県相生市本郷町四―五	平成二十七年二月十七日
	選出区分	衆議院議員　兵庫県第十二区	
	選挙期日	平成二十六年十二月十四日	
		同議員は、その選出された衆議院議員総選挙において同党に所属していなかった。	